

口座振替データ分割統合業務委託に関する仕様書

1. 業務名

口座振替データ分割統合業務

2. 基本仕様

(1) データ様式 全銀協フォーマット

(2) データ連携方法 LGWAN

※本市設置の端末よりブラウザ閲覧ソフト（Microsoft Edge 等）の利用により
送受信できること

(3) 文字コード EBCDIC コード又は JIS コード

3. 業務内容

- (1) 守口市（以下「甲」という）は振替日の5営業日前までに LGWAN 回線を使用し、
口座振替データ分割統合業務受託業者（以下「乙」という）に振替依頼データを送信
する
- (2) 甲は（1）の処理後速やかに件数・金額を記載した「口座振替依頼書」をファクシ
ミリ等により送付する。
- (3) 乙は「口座振替依頼書」を用いて受信した振替依頼データの内容を確認する
- (4) 乙は振替依頼データを金融機関ごとに分割する
- (5) 乙は振替依頼データを全銀協の伝送手順に従い金融機関に送信する
- (6) 乙は金融機関より振替依頼データを受信する
- (7) 乙は振替依頼データを集約し、振替日の3営業日後までに甲が受信できる状態にする
- (8) 乙は（7）の処理後速やかにファクシミリ等にて、業務ごとの振替結果集計表を甲に
送付する
- (9) 甲は LGWAN 回線を使用して受信した振替結果データを（8）の振替結果集計表と照
合する

4. データ伝送を行う金融機関は次のとおりとする

(1)	みずほ銀行	(2)	三菱 UFJ 銀行	(3)	三井住友銀行
(4)	りそな銀行	(5)	滋賀銀行	(6)	京都銀行
(7)	関西みらい銀行	(8)	池田泉州銀行	(9)	紀陽銀行
(10)	四国銀行	(11)	徳島大正銀行	(12)	大阪信用金庫
(13)	大阪厚生信用金庫	(14)	大阪シティ信用金庫	(15)	大阪商工信用金庫
(16)	北おおさか信用金	(17)	枚方信用金庫	(18)	大同信用組合
(19)	成協信用組合	(20)	のぞみ信用組合	(21)	近畿産業信用組合

(22)	ミレ信用組合	(23)	近畿労働金庫	(24)	北河内農業協同組合
(25)	ゆうちょ銀行				

5. 取扱課名、収納科目、振替回数及び振替日

守口市口座振替収納事務取扱要綱に定めるとおり。

6. その他拡張機能

- ・データ伝送を行う金融機関及び口座振替対象科目の拡大において対応が可能であること
- ・振替回数及び振替日の変更については、無償で対応が可能であること

※甲は 4. の金融機関、5. の要綱に定める取扱課名、収納科目、振替回数及び振替日に変更（追加・削除）がある場合は、文書（任意形式）により適用開始日付を明記して乙に通知するものとし、同文書により変更が行われたものとする。

7. 遵守事項

- (1) 乙は、契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡しないこと
- (2) 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと
- (3) 個人情報の取扱いについては、別添「守口市個人情報の取扱いに関する特記仕様書」のとおり

8. 複写及び複製の禁止

乙は、甲の承認を得た場合を除き、口座振替データの全部又は一部を複写し、若しくは複製してはならない。

9. 連絡体制

乙は、自己の従業員の中から連絡員及び連絡補助員の各 1 名を指定し甲に届けるものとし、甲、乙の 2 者間の相互の連絡は、原則としてこの連絡員又は連絡補助員を通じて行う。

10. 事故発生時等の対応

- (1) 本業務の履行に際して、万が一事故、障害等が発生した場合は、直ちに甲へ報告すること。その際には、従業員 1 名は当該事故の収束まで担当し、個人情報漏えい等の二次被害の防止に努めること。また、状況を甲へ報告し適宜指示を受けること。
- (2) 報告方法については、甲、乙の協議の上決定する
- (3) 報告後の事後処理については、甲の指示に従うこと
- (4) LGWAN 回線に障害が発生した場合は、速やかに甲の指定する媒体によるデータの收受を行うこと
- (5) LGWAN 回線が使用できない状況を想定したデータの授受方法を配備しておくこと

11. 機密の保持に関する事項

本業務において知り得た甲の非公開事項について、契約期間並びに契約期間終了後及び契約解除後において、第三者に漏らしてはならない。

12. 回線接続テスト費用の支払

乙は銀行との回線接続テスト費用が発生した場合、その費用を支払うこと。

13. その他

(1) 地方公共団体において、10 以上の金融機関と LGWAN を用いた口座振替収納データ伝送業務を行った実績が1 回以上あること。

(2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」及び情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における認証(I SMS)登録されていること。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、甲、乙双方の協議によりこれを定めるものとする。